

商標としての伊勢茶の取扱いについて

1 商標・商標権について

- ・ 商標とは、事業者が、自己の取り扱う商品（サービス）を他者のものと区別するために使用する名称やロゴマークのこと。（いわゆるトレードマーク）
- ・ 特許庁に商標とその商標を使用する商品（サービス）を登録することにより、登録を行った者はその商標を使用する商品（サービス）について独占的に使用でき、他の事業者による同一又は類似の商品（サービス）についての商標使用を禁止することができる。（商標権）

→ 「地域名（例：伊勢、松阪）」＋「商品（サービス）の普通名称等（例：茶、牛、温泉）」からなる名称は、一般的に多くの事業者が自由に使うべきものであるため、特定の事業者が商標登録をすることが原則的にできない。

2 地域団体商標制度について

- ・ 地域ブランドの取組が進展してくる中で、地域ブランドの名称（例：伊勢茶、松阪牛）を不正使用する悪質な事業者への対処、商標権を活用した地域ブランドの更なる知名度向上・ビジネス拡大等の必要性が生じてきた。
- ・ こうしたことから、地域ブランドの名称（商標）を適切に保護するために、地域団体商標として特例的に商標登録を認める制度が平成 18 年に設けられた。

【地域団体商標の登録の要件】

- (1) 事業協同組合、農業協同組合等の生産者団体が商標権の主体であること。

※ 組合等の設立根拠となる法律に「加入の自由」が担保されている法人に限定。

※ 地域団体商標の商標権を有する生産者団体の構成員は、その団体が定める内規により、地域団体商標を使用することができる。

※ 地方公共団体は生産者団体ではないため、地域団体商標の主体となれない。

- (2) 地域の名称（「伊勢」）及び商品等の普通名称等（「茶」）からなる名称（商標）であること。

- (3) (2)の地域の名称を産地等の名称として出願前から使用していること。

- (4) その名称（商標）に周知性があること。

※ 審査のポイントは①地理的範囲、②使用期間、③流通量・市場シェア、④宣伝・広告活動とされており、商標登録を出願している商品ごとに審査される。

3 「伊勢茶」の商標に紅茶等が追加で登録できるかについて

- ・ 「伊勢茶」の登録商標については、商標を使用する商品（指定商品）を「三重県産の緑茶」に指定している。
- ・ しかし、別の商品（「三重県産の紅茶」又は「三重県産のウーロン茶」）につ

いて新たに商標登録を出願したとしても、登録要件((3),(4)の要件)を満たし、登録が認められるとは限らない。

- ・ (3)、(4)の要件を満たすためには、商標登録を出願する前から、継続的に「伊勢茶」という商品の名称で「三重県産の紅茶」又は「三重県産のウーロン茶」を一定規模以上で販売している実績が必要となる。

【参考】関係条文

○商標法（昭和 34 年法律第 127 号）

（定義等）

第二条 この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
- 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）

2～7 （略）

（商標登録の要件）

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一・二 （略）

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

- 2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

(地域団体商標)

第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定（同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

一 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

三 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標

2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

3・4 （略）

(団体構成員等の権利)

第三十一条の二 団体商標に係る商標権を有する第七条第一項に規定する法人の構成員（以下「団体構成員」という。）又は地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員（以下「地域団体構成員」という。）は、当該法人又は当該組合等の定めるところにより、指定商品又は指定役務について団体商標又は地域団体商標に係る登録商標の使用をする権利を有する。ただし、その商標権（団体商標に係る商標権に限る。）について専用使用権が設定されたときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、

この限りでない。

2～4 (略)

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）

（加入の自由）

第十四条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

注：この法律において「組合」とは、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合をいう。

○農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）

〔加入の妨害の禁止〕

第十九条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

注：この法律において「組合」とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。